

檜山管内における公立高等学校配置計画 地域別検討協議会（第2回）を開催します。

公立高等学校の配置については、高校をとり巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題が見られます。これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに町関係者や学校関係者の方等と意見を交換し、地域との連携を深めるために開催するもので、公開で行います。

1 開催日時及び場所

平成30年7月18日（水）

P T A分科会 : 13時00分～13時30分

全 体 会 : 13時40分～15時10分

檜山合同庁舎（檜山振興局）4階講堂

（江差町字陣屋町336-3）

2 議題

（1）公立高等学校配置計画案（平成31年度～平成33年度）

（2）その他

3 出席対象者

（1）P T A分科会

P T A関係者等

（2）全体会

檜山管内の各町の町長・教育長、小・中学校長（各町の代表者）、

P T A関係者及び高等学校長

4 傍聴者

20名程度の傍聴席を用意しています。

（別記「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱いを参照のうえ、傍聴を希望される方は、事前に申込を行ってください）

問い合わせ先・傍聴申込先

檜山教育局企画総務課 総務係

電 話 0139-52-6528

F A X 0139-52-1368

別記

「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴は20名以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。
- 2 次の各号に該当する場合は、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合。
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合。
 - (3) 前2号のほか、主催者において傍聴を不相当と認める場合。
- 3 傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音を行うこと。ただし、主催者の許可を受けた場合はこの限りではありません。
 - (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。